

議案第 81 号

石垣市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例

石垣市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例(平成13年石垣市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車をいう」を「同条第3項に規定する原動機付自転車をいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月4日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

令和5年7月1日、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)のうち、特定小型電動機付自転車の交通方法等に関する規定が施行されたことに伴い、電動キックボード等を対象とするため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例(平成13年石垣市条例第28号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び<u>道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車をいう。</u></p> <p>(2)～(10)略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び<u>同条第3項に規定する原動機付自転車をいう</u> _____。</p> <p>(2)～(10)略</p>